

みんなでささえる 国保会計



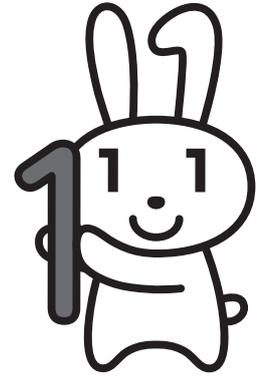
～ 保険証の発行終了について～

保険証の発行については、令和6年12月1日をもって終了し、マイナンバーカードでの保険証(「マイナ保険証」)の利用を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月1日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられているため、保険証に記載のある有効期限までは利用することができます(経過措置期間中に発行済の有効期限が到来した場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合は失効します)。

●お手元にある国民健康保険証、後期高齢者医療保険証については、原則「令和7年7月31日」までの有効期限まで利用可能です(有効期限が短い場合は、その有効期限まで)。

●マイナンバーカードを保険証として利用するためには、「保険証利用登録」が必要です。マイナポータル、役場または医療機関・薬局などで利用登録ができます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

～ マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付します～

12月2日以降は、有効な保険証やマイナ保険証をお持ちでない方については、ご本人の申請によらず、加入する医療保険者から「資格確認書」が交付される予定です。

《「資格確認書」とは》

- マイナ保険証で資格確認ができない方の加入する健康保険を確認するためのものです
- 氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報などが記載されます
- 有効期限は保険者で設定し、当分の間、手続きなしで更新されます

《申請なしで「資格確認書」が交付される方》

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証の利用登録をしていない方など

※後期高齢者医療保険の方については、マイナ保険証を保有している方にも、令和7年7月31日までは申請なしで「資格確認書」が交付されます。

※国民健康保険の方で、マイナ保険証を保有しているが、マイナ保険証の利用に介助を要する要配慮者については、役場に初回申請することで、「資格確認書」が交付されます。

～ マイナ保険証の登録解除が可能になります～

令和6年10月より「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出していただくことで、マイナ保険証の利用登録の解除が可能になります。マイナ保険証の利用登録の解除を申請した人で、有効な健康保険証がない方には「資格確認書」が交付されます。

～ 暗証番号が不要なマイナンバーカードも作成できます～

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、本人確認方法を顔認証または目視による顔確認に設定したマイナンバーカードです。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112